



In depth

A look at current financial reporting issues

2022年11月21日
No. 2022-14

IFRS 第17号は保険会社以外にも影響を与える

要点

保険契約に関する既存の要求事項(IFRS第4号)は、他の会計基準の測定原則に従う柔軟性を認めています。置き換えられる保険契約の会計基準であるIFRS第17号は、より規範的であるため、保険契約がIFRS第17号の範囲に含まれるかどうかを確認し、範囲に含まれる場合の会計上の影響を判断するために、保険契約を識別することが重要です。

本資料では、IFRS第17号の範囲に含まれる可能性がある、またはIFRS第17号の適用により影響を受ける可能性がある、一般的な契約の例を検討しています。

本資料は、当初2021年2月に「In the Spotlight」として公表され、2021年9月に[セクション2.5「クレジットカードおよびその他の支払方法」](#)における保険カバーが付帯するクレジットカードの設例を修正するために更新されました。さらに、2022年11月にタイトルを詳細解説「In depth」に変更して、「はじめに」におけるより詳細な背景情報の記載、設例「ロードサイドのアシスタント契約」の追加、[セクション2.4「金融保証および履行保証契約」](#)および[セクション3.4「追加の考慮事項」](#)の修正および[セクション2.6「別個の財およびサービスと保険契約との分離」](#)の追加が行われました。

1. はじめに

IFRS第17号「保険契約」は、保険契約を発行する企業の種類にかかわらず、企業により発行された保険契約に適用されます。したがって、伝統的な保険会社にのみ適用されるわけではありません。IFRS第17号は、当該契約が重要な保険リスクを移転するかどうかに基づいて保険契約を定義しています。保険契約の定義は、IFRS第4号に類似していますが、IFRS第17号の会計上の結果は、IFRS第4号とは大きく異なります。

IFRS第4号の下で、企業は、一定の要件を満たすことを条件として、既存の会計実務を継続することが認められ、現在も引き続き認められています。これは、実務において多様性が存在することを意味しており、事実上、多くの非保険者は保険契約を発行する際にIAS第37号の測定原則を適用していました。IFRS第17号の主要な目的の1つは、このような実務における多様性を低減し、保険契約の会計処理における比較可能性を向上させることです。IFRS第17号では、異なる種類の保険契約に対して、一般的な測定モデル(GMM)、保険料配分アプローチ(PAA)、変動手数料アプローチ(VFA)の3つの測定アプローチがあります。

- GMMは、全ての保険契約に適用されます。ただし、契約が直接連動有配当保険契約である場合、または、契約が「PAA」の適用に適格であり、かつ企業が「PAA」を適用することを選択する場合はこの限りではありません。GMMは、保険契約グループ(すなわち、IFRS第17号に基づく会計単位)を、確率加重期待値(履行キャッシュ・フロー)、リスク調整、および契約に残存する未稼得利益(契約上のサービス・マージン)に基づいて測定することを要求しています。GMMには、本資料で扱っていない多くの複雑性(例えば、確率加重の履行キャッシュ・フローの決定、割引率、リスク調整、金融的仮定および非金融的仮定の変動の取扱い、およびマージンの解放パターン)があります。IFRS第17号の適用範囲に含まれる非保険者が発行する保険契約のうち12カ月以内のカバレッジを提供する契約は、PAAの適用要件を満たします。
- PAAは、短期のカバー(すなわち、一般的に12カ月以内)を有する保険契約について、残存カバーに係る負債の測定を任意に単純化したものです。このモデルは、受領した保険料を参照して残存カバーに係る負債を測定することにより、保険契約グループの測定を単純化します。発生保険金に係る負債は、GMMと同じアプローチに基づいて測定されます。PAAがより単純な保険契約に適用される場合には、GMMが適用される場合と同様の結果になると見込まれますが、コストと複雑性は大幅に減少します。12カ月以内のカバーを提供する非保険者によって発行される契約は、PAAの適用要件を満たします。PAAの収益稼得パターンは、契約負債を計上して、サービスが一定の期間にわたり提供されるにつれて当該負債を解放していくIFRS第15号の原則と概ね整合しています。しかし、保険の損失に係る負債の認識は、IFRS第17号の測定の要求事項に従わなければなりません。
- VFAIは、直接連動有配当保険契約に適用しなければなりません。このアプローチは、保険契約者に対する支払いが、基礎となる項目と契約上連動して、相当程度変動する有配当契約を扱います。非保険者において、このアプローチが関連する可能性は低いです。

さらに、IFRS第4号では、多くの企業が契約の保険要素を「アンバンドル(切り離)して」、IFRS第15号、IAS第37号またはIFRS第9号などの他の基準の測定原則を適用することができました。しかし、「別個の」財およびサービスは引き続き分離して会計処理されますが、IFRS第17号は、通常、契約全体に適用されます。IFRS第4号における「アンバンドリング」の要件は、IFRS第17号における「別個の」構成要素の分離の要件とは異なるため、保険契約の様々な構成要素について、適用範囲の変更が生じる可能性があります。

IFRS第17号は、要件を満たす製品保証や定額報酬でのサービス契約など、保険契約の定義を満たす一定の範囲の契約について範囲除外を提供しています。非保険者によって発行される保険契約のうち、範囲除外(または、別個の財およびサービスの分離)の要件を満たさないものには、範囲除外の要件を満たさない製品保証、特定の定額報酬でのサービス契約および履行保証が含まれる可能性があり、これらはIFRS第17号の詳細な測定の要求事項の対象となります。また、キャプティブやリスク・プーリング・ベークルなどの関連会社を通じて自家保険を行うグループは、グループの連結財務諸表には影響が生じないかもしれませんが、グループ企業の単体財務諸表ではIFRS第17号による影響を受ける可能性があるとしてPwCは予想しています。

IFRS第17号は、2023年1月1日以後に開始する年次報告期間に強制適用され、前報告期間(すなわち、12月決算の企業については2022年1月1日から)の比較情報の修正再表示が求められます。

IFRS第17号の導入は困難になる可能性があり、多くの時間とリソースが必要になる場合がある

IFRS第17号の発効日が間近に迫っており、どの契約(移行日時点の既存の契約を含む)が保険契約の定義を満たしており、そのうちのどの契約がIFRS第17号の適用範囲に含まれるのか(すなわち、範囲除外の適用要件を満たさない契約)の識別は難しくなる可能性があり、導入までの作業に多大な時間とリソースが必要になる場合があります。

IFRS第17号が保険契約に適用される場合、企業は、以下を行わなければならない可能性があります。

- 契約、法律または規制から生ずる実質的な権利と義務を識別する。
- 保険契約ポートフォリオを特定し、それぞれのポートフォリオをグループ(IFRS第17号に基づく会計単位)に分ける。
- どの測定アプローチを適用するかを決定する(上記参照)。
- 関連する測定アプローチを適用する。これには、受取予定のキャッシュ・フロー、支払予定のキャッシュ・フロー、リスク調整、および、多くの場合割引の決定が含まれる。
- 更新された情報(期待キャッシュ・フロー、リスク調整、および、関連する場合には割引を含む)を反映するために、報告期間ごとに計算を更新する。

- IFRS第17号およびIAS第8号で要求される開示を提供する。
- これらの計算を正確に実行し、必要な開示を提供するために、新しいシステム、プロセスおよびコントロールが必要かどうかを評価する。

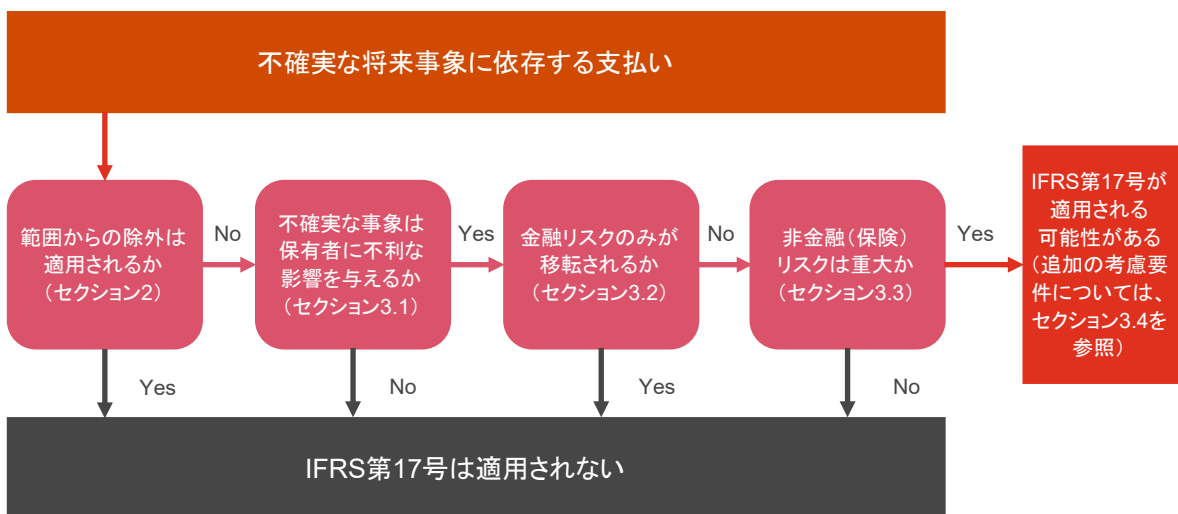
IFRS第17号は、保険契約とは、一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に、保険契約者に補償することに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約と定義しています。補償には、現金による支払いや現物による支払い（例えば、破損した製品の修理または交換）があります。

不確実性（またはリスク）は、保険契約の本質です。保険契約の開始時には、次のうち少なくとも1つが不確実です。

- 保険事故が発生する確率（例えば、自動車故障保険は、故障するかもしれないリスクをカバーしている）
- 発生する時期（例えば、生存期間付年金には、個人が予想以上に長生きするリスクがある）
- 発生した場合に企業が支払う必要が生じる金額（例えば、健康保険には、負担する医療費の大きさに関連するリスクがある）

IFRS第17号は、通常、保険契約の発行者に適用され、保険契約の保有者には適用されません。建物を所有し建物保険を購入する企業が保有者であり、保有者は、その購入した保険契約にIFRS第17号を適用しません。保有者がIFRS第17号を適用する唯一の状況は、企業が発行した基礎となる保険契約から生じる保険リスクを移転するために再保険契約を保有している場合です。

以下のフローチャートは、発行した契約がIFRS第17号の範囲内にある保険契約であるかどうかを識別する際に、保険者ではない企業にとって最も適切な要件を示しています。



2. IFRS第17号からの範囲除外の可能性

契約がIFRS第17号で定義されている「保険契約」であっても、範囲除外の要件を満たす場合、IFRS第17号の下で会計処理は行われません。このような範囲除外は、非保険者が締結するさまざまな契約が対象となるため、「保険契約」を識別するための要件について詳細に入る前に、範囲除外について理解することは有用です。

一部の範囲除外は強制であり、特定の種類の全ての契約に適用されます。これらについては、[セクション2.1](#)で取扱います。他の範囲除外は任意であるか、または一定の条件が満たされた場合にのみ適用されます。これらは[セクション2.2からセクション2.5](#)で取り上げます。一部の除外は、連結レベルでは適用されますが、発行者の単体財務諸表においては適用されない場合があります。また、IFRS第17号は、保険契約者に対する保険契約サービス以外の別個の財またはサービスを移転する約束を、保険契約から分離して、IFRS第15号に従ってそれらを会計処理することを企業に要求しています。これについては、[セクション2.6](#)で解説します。

2.1. 他の基準の範囲に含まれる契約

以下については、(保険契約の定義が満たされている場合であっても)IFRS第17号以外の基準が適用されます。

- 製造業者、販売業者または小売業者により提供された、顧客への製品(財またはサービス)の販売に関する製品保証は、IFRS第15号およびIAS第37号の範囲に含まれる。
- 従業員給付制度から生じた事業主の資産および負債はIAS第19号またはIFRS第2号の範囲に含まれ、確定給付退職制度によって報告される退職給付債務はIAS第26号の範囲に含まれる。
- ソフトウェアのライセンスまたは機械のリースなど、非財務項目の将来の使用、または使用权に依存する契約上の権利または義務は、IFRS第16号、IFRS第15号およびIAS第38号の範囲に含まれる。
- 製造業者、販売業者または小売業者が提供する残価保証は、IFRS第15号の範囲に含まれる。
- リースに組み込まれている借手に対する残存価額保証は、IFRS第16号の範囲に含まれる。
- 企業結合に対して支払われる条件付対価は、IFRS第3号の範囲に含まれる。
- 企業が保険契約者である保険契約(保有している再保険契約を除く)は、通常、IAS第37号(引当金を補填する権利)またはIAS第19号(適格な保険証書)の範囲に含まれる。それ以外の場合には、保有者は、IAS第8号の原則に従って、回収の会計処理に関する方針を決定する必要がある。
- 企業が個々の顧客との契約の価格設定において、当該顧客に関連する保険リスクの評価を反映していない場合、およびその場合にのみ、保険契約の定義を満たすクレジットカード契約(または、クレジットカードまたは支払いの取決めを提供する類似の契約)は、IFRS第9号の範囲に含まれる。しかし、IFRS第9号が、これらの契約に組み込まれている保険のカバー範囲の構成要素を分離することを企業に要求している場合、企業は、当該分離した構成要素にIFRS第17号を適用する。

設例－保証契約についての範囲除外

ある家電会社は、顧客に対し、エレクトロニクス製品の販売時に製造上の欠陥による修理を補償するための3年間の無償保証を提供しています。これに加えて、顧客は、定額でさらに2年間の延長補償修理カバーを購入できます。これは、製造会社の保証子会社を通じて提供されます。

質問1: これら2つの保証商品のいずれかは、連結財務諸表上、IFRS第17号の範囲に含まれる保険契約か。

いいえ。企業グループの観点から、電子製品、3年間保証および2年間の延長保証は、同じ報告企業によって提供されています。遂行されるサービスの数もしくはサービスの性質のいずれかまたはその両方が不確実であるため、契約には保険リスクが存在します。保証契約と延長保証契約は、ともに「不確実な将来の事象」に対して顧客に保護を提供し、リスクが重大であると仮定すると、「保険契約」の定義を満たします。しかし、両タイプの保証は売上時に利用可能であるため、顧客への財またはサービスの売上に関連して製造業者、販売業者または小売業者が提供する保証についての範囲除外を満たします。

質問2: 延長保証契約が後日付けで提供され、当初の販売条件に定額での将来の保証の購入が規定されていなかった場合、回答は変わりますか。

はい。延長保証が後の段階で提供され、販売と関連していない場合(すなわち、当初の販売条件は、固定価格での将来の保証の購入を規定していなかった場合)、それは「販売との関連した」契約ではないため、IFRS第17号における範囲の除外事項を満たしません。しかし、この製品は、[セクション2.2](#)の定額報酬契約の要件を満たす場合があります。

質問3: 延長保証サービスを提供している子会社のレベルでは、回答は変わりますか。

はい。延長保証を提供する子会社の個別財務諸表において、修理および保守は、製造業者、小売業者または販売業者以外の当事者によって提供されるため、[IFRS第17号第7項\(a\)](#)(和訳は[こちら](#))の範囲除外は適用されません。[セクション2.2](#)の定額報酬契約の要件は、子会社レベルで適用されます。

2.2. 定額報酬契約

企業は、定額でサービスを提供する一部の契約に対して、IFRS第15号またはIFRS第17号のいずれかの適用を選択できます。このような契約の例としては、不具合発生後にサービス事業者が特定の機器を修理する義務を負うメンテナンス契約や、ロードサイドのアシスタンスを提供したり、近隣のガレージまで車を牽引したりする義務を負う自動車故障サービスなどが挙げられます。サービスのレベル、ひいてはサービス提供者の義務は、不確実な将来の事象に依存するため、この種の契約は保険契約の定義を満たす可能性があります。

企業は、以下の要件がすべて満たされる場合に限り、IFRS第15号の適用を選択できます。それ以外の場合は、IFRS第17号を適用しなければなりません。

- 契約価格は、個々の顧客とのリスクの評価を反映していない。
- 契約は、サービスの提供により顧客に補償する。
- 保険リスクは、サービスのコストに関する不確実性からではなく、主として顧客によるサービスの利用から生じる。

選択は契約ごとに行うことができますが、契約ごとに行われた選択は取消不能です。

設例—定額報酬契約についての任意の範囲除外

定額の不動産メンテナンス契約がIFRS第17号の範囲に含まれる保険契約であるのは、どのような場合か

P社は、不動産のポートフォリオを所有しています。同社は、これらすべての不動産に関わる保守・修繕業務を、不動産管理企業であるS社に定額で5年間にわたり委託しています。この手数料は、不動産管理と修繕工事の費用の両方を対象としています。不動産を合意済みの基準に維持するために必要な修繕・保守はすべて、契約開始時の条件に基づき、S社の責任となります。この契約を締結するにあたり、S社は、P社が所有する不動産の特定のポートフォリオに関して必要となるリスクと見込まれる修繕を評価しました。これには、通常の損耗、およびその他の状況（修復作業の仮定で発見された場合の乾燥汚れや湿気など）が含まれます。価格は、契約当初に固定されていました。火災や暴風被害などの外的事象の結果として必要となる修理は、法定規制対象の保険会社とP社との間の損害保険契約によって引き続き補償されます。

一定期間にわたり履行されるサービスの数、またはそれらのサービスの性質のいずれかが事前に決定されていない場合、重大な保険リスクが生じる可能性があります。以下の点において、上記の状況には不確実性が存在します。

- 特定の修繕が必要かどうか
- 特定の修繕がいつ必要になるか
- 特定の修繕費用がいくらかかるか

特定の修繕が必要かどうか、いつ必要になるか、修繕費用はいくらかかるかは不確実であるため、特定の不確実な事象が存在します。S社にとっての保険リスクの重大性は、IFRS第17号に基づき、契約ごとに評価されます。P社との契約のように、1つの契約に重大な損失が発生する可能性があるため、不動産管理契約の全体からS社に重大な損失が発生する確率は最小限であるにもかかわらず、保険リスクが重大となる場合があり、保険リスクが重大である場合には、IFRS第17号が適用されます。S社は、顧客（P社）の不動産に係るリスク評価に基づいて契約の価格設定を行ったため、本契約は定額報酬契約にかかわる保険契約の範囲除外について適格ではないため、IFRS第17号の範囲に含まれます。

設例—ロードサイド・アシスタンス契約

IFRS第17号の開発に当たり、IASBIは、サービス提供者が特定の設備を故障後に修理することに合意しているロードサイド・アシスタンスプログラムの例を特に検討しました。このような契約は、次の理由で保険契約の定義を満たします。

- a. 支援または修理が必要かどうか、またはいつ必要なのかが不確実である。
- b. 事象の発生により所有者が不利な影響を受ける。

c. 支援または修理が必要な場合に、サービス提供者が所有者に補償する。

実務上、サービス提供者は、初年度に定額手数料を請求することがあり、その場合、定額報酬サービスの範囲外を当初の契約に適用することができます。ただし、更新時に、サービス提供者は個々の顧客に関連するリスク(例えば、過去の期間に要求されたアシスタンスの金額)を考慮し、更新価格の中に個々のリスク評価を反映させる可能性があります。したがって、定額報酬サービスの範囲外は更新契約には適用されません。単純化のため、サービス提供者は、当初契約についてはIFRS第15号、更新契約についてはIFRS第17号を適用するのではなく、当初からこのような契約のすべてを保険契約として会計処理することを選択することができます。さらに、このような契約についてIFRS第17号を適用する場合、IFRS第15号の収益認識の原則に近い、より単純な保険料配分アプローチの測定モデルを適用することが可能な場合があります。

2.3. 死亡免除条項付き貸出金

その他の範囲除外が適用されないことを前提として、企業は、補償を当該契約によって創出された保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定する契約に対して、IFRS第9号またはIFRS第17号のいずれかの適用を選択することができます。そのような契約の例としては、死亡免除条項付きの貸出金が挙げられます。

この選択は保険契約のポートフォリオごとに可能であり、それぞれのポートフォリオに対して行われた選択は、取消不能です。

死亡免除条項付き貸出金に適用する場合、IFRS第9号の方がIFRS第17号よりも容易である可能性がある

死亡免除条項付き貸出金の範囲の選択肢は、エクイティ・リリース・モーゲージのような契約に適用されます([セクション3.2](#)の設例を参照)。IFRS第4号では、多くの企業が(IFRS第4号で認められている)IAS第39号の原則を用いてこれらのモーゲージを会計処理しているため、IFRS第17号への移行時においてIFRS第9号を選択することは、運用上、混乱が少なくなる可能性があります。

2.4. 金融保証契約および履行保証契約

a. 金融保証契約

金融保証契約には、融資契約、信用状およびクレジットデフォルト契約に関する金融保証を含むさまざまな法的形態があります。非保険者は、特に複雑なグループにおいて、融資契約または購入契約の条件を検討し、発行された金融保証を識別する必要があります。

特定の債務者が期日に支払をしないために被った損失を保有者に弁済するために、特定の支払いを発行者に要求する金融保証契約は、保険契約の定義に合致します。しかし、それらはIFRS第17号の範囲外であり、IFRS第9号の範囲に含まれます。ただし、発行者が以前にそのような契約を保険契約とみなすことを明言して、IFRS第4号に基づく保険契約に適用される会計指針を使用している場合を除きます。この場合、IFRS第17号の発効時点で、発行者は[FAQ 50A.27.1](#)(英語のみ)に記載されているとおり、当該契約にIFRS第9号またはIFRS第17号を適用することを選択できます。この選択は契約ごとに可能ですが、取消不能です。IFRS第17号は、金融保証の保有者による会計処理を変更するものではありません。

非保険者への潜在的影響

すでにIFRS第9号を金融保証に適用している企業は、IFRS第17号による影響を受けません。IFRS第9号では、企業は、契約条項の当事者となった時点で金融保証を当初認識し、公正価値で測定しなければなりません。[\[IFRS第9号3.1.1項\(和訳は\[こちら\]\(#\)\)\]](#)[\[IFRS第9号5.1.1項\(和訳は\[こちら\]\(#\)\)\]](#)。また、事後測定もIFRS第9号の規定に従います。当該規定は、発行企業によって認識された金融負債を各報告期間で再評価し、予想信用損失に対する損失引当金と、当初の公正価値から認識した利益を控除した額とのいずれか高い方の金額で計上することを要求しています。

予想信用損失の測定における単純化したアプローチは、金融保証契約には利用できません。金融保証が長期にわたる場合、複数のシナリオや将来予測的な情報の考慮を含め予想信用損失の要求事項の適用が、複雑になる可能性があります。

しかし、実務上、多くの企業は既にIFRS第4号を適用しており、保証が発動される(すなわち、IAS第37号の原則と整合するIFRS第4号の負債十分性テストを適用する)まで、発行された金融保証は貸借対照表に反映されません。

IFRS第4号からIFRS第17号への移行時に、企業は、IFRS第17号の要求事項を初めて適用し、その結果、IFRS第17号かIFRS第9号かのいずれかを当該契約に適用することを選択できます。IFRS第17号の会計処理の複雑さを考慮すると、多くの非保険者がIFRS第9号の適用を選択することになると予想されます。しかし、まだIFRS第9号を金融保証に適用していない企業は、予想信用損失に関する3ステージモデルに従ってIFRS第9号の負債を計算する重要な作業が要求される可能性があることを認識しておかなければなりません。いずれにせよ、グループ内の保証を含む金融保証契約の発行企業にとって、これは、遡及適用が必要とされる会計方針の重大な変更となる可能性があります。

設例－親会社が子会社の銀行に提供する金融保証

ある海運会社(X社)が新しい船舶を取得する予定であり、そのためには外部から資金を調達する必要があります。(X社は)、次の完全子会社2社を設立します。

- 子会社A 「取得者」であり、取得後の船舶の使用者
- 子会社B グループの資金管理会社「Finco」

子会社Bは、銀行Yに手形貸付を振り出し、受領した資金を船舶取得に充てるため子会社Aに渡します。子会社Aが得る収益は、貸付金にかかる利息および元本を子会社Bに返済するのに十分なキャッシュ・フローを提供すると期待されています。子会社Bは、子会社Aから稼得した利息収入を使用して、銀行Yからの手形貸付にかかる利息および元本を返済します。

しかし、銀行Yは、90日を超える利息の不払いなどのさまざまな「債務不履行事象」が発生した場合に利息および元本をX社が代わりに支払うというX社からの保証がなければ、子会社AまたはBのいずれかに資金を直接貸し付けるつもりはありません。

X社が銀行Yに提供する保証は、金融保証契約です。X社が過去に、発行した金融保証をIFRS第4号に基づき保険契約として個別財務諸表において会計処理すると主張していたと仮定すると、X社は、IFRS第17号が発効したときに会計方針の選択を検討し、IFRS第9号またはIFRS第17号のいずれに従って金融保証を会計処理するかを選択しなければなりません。

連結ベースでは、このような金融保証は、別個の契約として認識されるのではなく、第三者(銀行Y)に対するグループの負債の一部となります([FAQ 40.75.8](#)(和訳は[こちら](#))参照)。

銀行Yは、金融保証契約の所有者であり、IFRS第17号の適用はこの手形貸付の会計処理に影響を与えません。

子会社Bは、親会社の保証がないとした場合に生じていたであろう金利よりも低い金利の恩恵を受けた可能性があり、子会社Bはこれを個別財務諸表に反映させるための適切な会計方針を検討しなければなりません。IFRS第9号およびIFRS第17号は、このようなシナリオにおける借手による会計処理には対処していません。実務上、子会社は、[FAQ 42.92.2](#)(和訳は[こちら](#))に記載されているとおり、保証付きのローンの公正価値を認識します。

もしX社が、銀行に正式な保証を提供するのではなく、単に子会社Bにコンフォート・レターを提供しただけであれば、これは金融保証契約にはならないことに留意する必要があります([FAQ 40.75.5](#)(和訳は[こちら](#))参照)。

b. 履行保証契約

多くの場合において、履行保証は、主要なインフラストラクチャー・プロジェクトと併せて提供されます。このような保証は、工事契約の不可欠な一部である場合もあれば、建設会社と関連する、または、関連しないその他の当事者によって発行される場合もあります。この保証は、顧客に対する建設会社の契約上、商業上または法的な義務の履行を保証します。履行保証契約は、金融保証の定義([FAQ 40.75.1](#)(和訳は[こちら](#))に記載)を満たしていません。不利な事象に関する補償を受ける顧客から重大な保険リスクが移転する場合には、保険契約として取り扱われます。しかし、金融保証について利用可能な方針の選択とは異なり、履行保証をIFRS第9号の下で会計処理する選択肢はIFRS第

17号には存在しません。したがって、保険契約の定義を満たす履行保証の発行者は、IFRS第17号を適用しなければなりません。発行者が、保険契約者から保険リスクを受け入れていない、または保険リスクが重大とみなされないと結論付けた場合、契約はローンコミットメントの定義を満たすことになるため(FAQ 50A.17.4(英語のみ)参照)、発行者は、IFRS第9号を適用するローンの申込者に対するローンコミットメントとして、履行保証を会計処理しなければなりません。

設例－開発に関する履行保証契約

不動産デベロッパー(X社)が開発を請け負うことに合意し、当該開発を行うために、次の2つの完全子会社を設立します。

- 子会社A、「デベロッパー」
- 子会社B、「保証人」

子会社Bが子会社Aによる履行をX社に保証する場合を含め、開発に関するいくつかの契約が締結されています。この契約に基づき、子会社Aが不履行に陥った(すなわち、開発契約に基づく履行を怠った)場合、子会社Bは、他のデベロッパーに関連する義務を履行させるか、または顧客に金銭的な補償を支払わなければなりません。

X社の連結財務諸表において、履行保証に基づく支払いは、契約条件の不履行のために顧客に支払うべきペナルティおよび損害賠償金とみなすことができます。当該金額は、通常、IFRS第15号に基づく変動対価として会計処理されます。当該会計処理については、EX11.77.1(和訳は[こちら](#))で詳しく解説されています。

しかし、子会社Bの個別財務諸表において、履行保証は保険契約の定義を満たしており、IFRS第17号に基づいて会計処理する必要があります。

2.5. クレジットカードおよびその他の支払方法

一部のクレジットカード契約(または、クレジットカードまたは支払いの取り決めを提供する類似の契約)は、保険リスクの定義を満たす状況でカード保有者に支払いを行うため、保険契約の定義を満たしています。保険リスクの定義を満たす状況の例としては、所有者がカードを利用して商品またはサービスを購入したものの、それに欠陥があると判明したり引き渡されなかったりした場合、あるいは、保有者が「だまされたり」「詐欺により」、支払いが無効となったりする場合などが挙げられます。契約の価格設定が個々の顧客の保険リスクの評価を反映していない場合、IFRS第17号は契約全体に適用されません。

設例－保険カバーが付帯されているクレジットカード

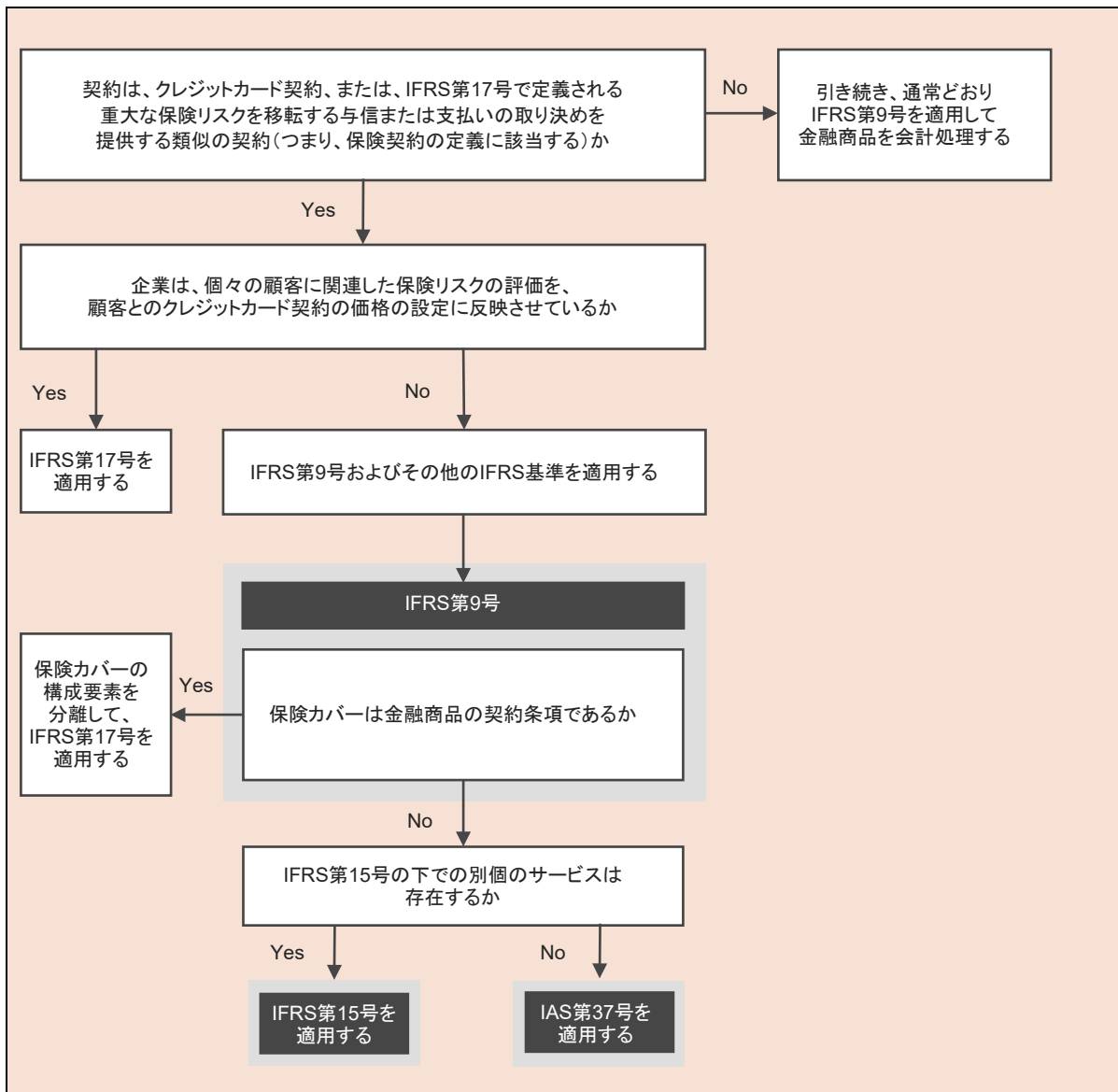
銀行は、顧客にクレジットカード(または、他の類似の契約)を発行します。クレジットカード契約に基づき、顧客は、欠陥があったり顧客に引き渡されなかったりする商品やサービスの購入に対して、保護されるとともに、カードの不正使用に対してカード保有者は不正から保護されます。さらに、顧客は、購入に関連して発生した追加費用(単に購入価格を払い戻すだけの場合よりも高い可能性があります)から保護されています。銀行は、提供した保護に関連するカード保有者の個々のリスク評価を反映させた、いかなる手数料もカード保有者に請求しません。

IFRS第9号における範囲除外は、クレジットカード契約または与信もしくは支払いの取決めを提供する類似の契約の下で生じる金融商品について適用するように修正されています(2023年1月1日発効)。

銀行は、カード保有者との契約にIFRS第17号を適用するか

銀行は、当該契約がIFRS第17号で定義されている保険契約であるかどうかを評価する必要があります。商品やサービスの不良、納品の不履行および潜在的な不正行為は、いずれも不確実な将来の事象であり、カード保有者に不利な影響を与えます。さらに、顧客は、購入に関連して発生した追加費用(単に購入価格を払い戻すだけの場合よりも高い可能性がある)から保護されています。銀行に移転されるリスクは保険リスクです。IFRS第17号に定義される重大な保険リスクが存在する場合、当該契約は、IFRS第17号における保険契約の定義を満たしています。

以下の図は、クレジットカード契約、または与信もしくは支払いの取決めを提供する類似の契約の会計処理を決定する際に、銀行が考慮する必要のある典型的な質問を示しています。



以下のパラグラフでは、質問に含まれる特定の事実パターンについて、これらの質問のそれぞれを分析したものです。

銀行は、顧客とのクレジットカード契約の価格設定において、個々の顧客に関連する保険リスクの評価を反映しているか

銀行は、保険契約の定義を満たすクレジットカード契約に関連するIFRS第17号の範囲除外について検討する必要があります。この事例は、カード保有者の個別リスクの評価を反映した報酬をカード保有者に請求しないため、保険契約の範囲からの除外に関わる要件を満たしています。

保険カバーは、金融商品の契約条項であるか

IFRS第9号を適用する場合、銀行は、保険カバーが金融商品の契約条項であるかどうかを判断する必要があります。「契約条項」の解釈は、IFRS第9号と整合的でなければなりません(なぜなら、契約が、IFRS第9号の範囲内にあるため)。特に、[IFRS第9号B4.1.13](#)(和訳は[こちら](#))を解釈する際に適用される解釈と整合的でなければなりません。これは、ある金融商品に変動を課す権限を規制当局に与える法律によるのみで支払が生じる場合、その権限は金融商品の契約条項の一部ではないため、SPPI(元本および元本残高に対する利息の支払いのみ)要件を評価する際に無視されるべきであるという取り扱いを明確にしています。[IFRS第9号B4.1.13](#)(和訳は[こちら](#))の金融商品Eでは、SPPI要件を満たす可能性のある例として、具体的にペイルイン金融商品に言及しています。

SPPI要件を評価する際に、条項が単に法律の存在を認めている(すなわち、条項は、当該条項がなければ存在しなかったであろう追加の権利または義務を創出していない)場合には、当該条項を考慮すべきではありません。そのよ

うな結論を保険カバーに適用する際、保険カバー条項が単に保険カバーの法制度の存在を認めている場合には、当該条項を「当該金融商品の契約条項」の一部であるとみなすべきではありません。契約条項の一部とみなさないためには、以下が必要です。

- 保険カバーの規制自体が、保険カバーのトリガーは何か、およびトリガーが満たされた影響を含め、主要な条件をすべて規定している。
- 規制が変更された場合、商品の保険カバーの条件がまったく同じ方法で変更されるように契約条項が作成されている。

場合によっては、含まれている契約条項が、そのような条項がない場合に存在しなかったであろう追加の権利または義務を生み出すかどうかを判断するために、法的助言を入手することが適切でしょう。

銀行が保険カバーが金融商品の契約条項であると結論付けた場合、IFRS第9号は、保険カバーの要素を契約から分離し、IFRS第17号に基づく会計処理を要求しています[IFRS第17号7項(h)(和訳は[こちら](#))] [IFRS第9号2.1項(e)(iv)(和訳は[こちら](#))]。

しかし、保険カバーが金融商品の契約条項でない場合には、IFRS第9号の範囲には含まれず、銀行は、以下に議論されているように、他の該当するIFRS基準を検討する必要があります。

IFRS第15号に基づく別個のサービスが存在するか

IASBIは、IFRS第17号の「結論の根拠」のBC94C項(和訳は[こちら](#))において、IFRS第15号やIAS第37号のような他のIFRS基準が、法律または規制によって要求される他のサービス構成要素または保険構成要素のような契約の他の構成要素に適用される可能性の存在を指摘しました。

IFRS第15号では、企業が当該企業の取引慣行、公表した方針または具体的な声明に基づいて、財またはサービスを提供するという妥当な期待を創出する場合、契約における約束は明示的または暗示的である可能性があります[IFRS第15号24項(和訳は[こちら](#))]。保証は、契約書に記載されている場合もあれば、企業の取引慣行または法的な要求事項のいずれかにより暗黙のうちに記載されている場合もあります。銀行は、商品またはサービスの欠陥、引き渡しの不履行および詐欺に係る保険カバーが、IFRS第15号に基づいて会計処理すべき別個の履行義務であるかどうかを評価する必要があります。この評価には判断が必要ですが、PwCは、一般的には以下のように考えます。

- 商品またはサービスの欠陥／商品またはサービスの提供の不履行

保険カバーは商品が期待どおりに機能し、一定の仕様に従っていることのアシュアランス(assurance)を提供しているにすぎず、別個の履行義務とはならない可能性が高い。保証は、一般的に、既存の欠陥からの顧客の保護を目的としており、顧客に追加的なサービスを提供する契約ではない。

- 詐欺に関わる補償

PwCの見解では、詐欺から保護するための保険カバーも、アシュアランス(assurance)型の製品保証とみなされる可能性がある。銀行は、クレジットカード所有者によって適切に承認された取引を実行し、資金が正当な取引勘定へ移転されることを補償している。[IFRS第15号付録B B28項からB33項(和訳は[こちら](#))]。

その結果、詐欺および、商品またはサービスの欠陥／商品またはサービスの提供の不履行に係る保険カバーが、金融商品の契約条項の一部ではない場合、保険カバーは一般的にIAS第37号に基づいて会計処理されます[IFRS第15号付録B B30項(和訳は[こちら](#))]。

2.6. 別個の財およびサービスの保険契約からの分離

IFRS第17号第12項(和訳は[こちら](#))は、別個の財または保険契約サービス以外のサービスを保険契約者に移転する約束を、主契約である保険契約から分離し、IFRS第15号を適用して会計処理することを企業に要求しています。

IFRS第17号B33項からB35項(和訳は[こちら](#))に、追加の適用指針が提供されています。

実務において、保険契約に含まれる一部の財やサービスの一部は別個のものであり、したがって、契約から分離されてIFRS第15号を適用して会計処理されるだろうとPwCは考えます。そのような契約の残りの保険の構成要素は、IFRS第17号に基づいて会計処理する必要があります。さらに、IFRS第17号は、「別個でない」財またはサービスを移転する約束を含む保険契約に適用されます。

IFRS第17号は、別個でない財またはサービスを移転する約束についての収益ではなく、保険および投資リターン／関連サービスの収益を認識するためのカバー単位を決定することを企業に要求しています。別個でない財およびサー

ビスを有する保険契約について、IFRS第17号では、契約上のサービス・マージン(すなわち、契約の未稼得利益)は、保険カバーが保険および投資リターン/関連サービスのカバーのみに関連したカバー単位を用いて提供される期間にわたり(別個でない財およびサービスが提供された時期に関係なく)認識されることになり、これにより会計上および経済的なミスマッチが生じる可能性があります。

3. 保険契約を識別するための要件

[セクション3.1からセクション3.3](#)では、本資料の3ページ目のフローチャートに記載されている、発行した契約がIFRS第17号の保険契約の定義を満たしているかどうかを識別するための最も関連性の高い3つの要件について説明します。次に、[セクション3.4](#)では、一般的に非保険企業には関連性が低いですが、結論に至るまでに考慮する必要がある追加的な要件を要約しています。

3.1. 不確実な事象は保有者に不利な影響を及ぼすか

契約は、不確実な事象が保有者に不利な影響を及ぼす場合に限り、IFRS第17号の範囲内の保険契約となります。例えば、建物の所有者に対して建物の損害を補償する保険契約は、補償しなければならない建物の所有者がその建物の損害によって不利な影響を受けるため、この要件を満たすと考えられます。

設例－天候デリバティブ

企業は、雨季における降水量が平均を下回った場合に支払いを受け取る契約を結んでいる。これは保険契約になり得るか

いいえ、気候変動のみに基づいて支払いを要求する契約(「天候デリバティブ」と呼ばれる場合もある)、またはその他の地理的もしくはその他の物理的変動に基づいて支払いを要求する契約は、たとえ保険契約者が潜在的な基礎となるリスクエクスポージャーを軽減するために契約を利用した場合であっても、保険契約ではありません。このような契約は、支払の前提として契約者に対する不利な影響を要求しておらず、移転されるリスクは、契約のいずれの当事者にも固有ではない非財務的な変数から生じます。保険契約ではない気候変動に基づく契約の例としては、保有者が天候による損害を受けていなくても、その「基礎となる」事象によって引き起こされ、支払いを行う天候デリバティブ(例えば、雨季における降水量が平均を下回った場合に、企業が支払いを受ける契約)があります。

これとは対照的に、契約の当事者に固有の気候変動に基づく契約(例えば、雨季における特定の域内での降水量が平均を下回った結果、契約の所有者が所有・耕作している土地からの収穫量の減少)であれば、契約はIFRS第17号の範囲に含まれる可能性があり、発行者は、下記の[セクション3.2](#)のように検討を進めるべきです。

設例－賞金付き貯蓄プラン

企業は、顧客が60カ月の貯蓄プランの下で毎月CU100の預金を支払い、年利が約6%(貯蓄口座に適用される市場金利またはその他のインフレ指数に相当)の保証付きの契約を発行します。金利は、プランの最初の12カ月以降に引き出されていない月単位の預金に対してのみ発生します。これらのプランは、時に「キャピタリゼーションプラン(Capitalisation plans)」と呼ばれます。

顧客は、このプランの期間中、前回入金した金額の1,000倍(すなわち、CU100,000)に相当する賞金の月次抽選に参加します。各顧客は、国営宝くじの当選番号の証書を受け取ります。毎月、プランに参加するすべての人の中から1人が当選者となります。

預託金は、金利が加算され、1年後に初めて全額の引出しが可能となります。顧客が1年未満で月々の預金を解約した場合、解約違約金が発生します。解約違約金は、契約期間中、全期間にわたって適用され、契約開始時の90%から60カ月後には0%までの幅があります。これは顧客がより長期にわたって資金を企業に積み立てるよう促進するためです。

契約の開始時に、すべての顧客は、顧客が死亡した場合に賞金または預金の累積解約返戻金の受取人を指名します。

抽選式による賞金を受ける権利を有するこの貯蓄プランは、IFRS第17号に基づく保険契約か

いいえ、これはIFRS第17号の付録Aに定義される保険契約ではありません。毎月の抽選に当選した顧客に支払うべき実質的な給付の存在は明らかですが、顧客が当選した抽選番号を持っているという事実は、その事象が顧客に不利な影響を与えないため、保険事故として適格ではありません。この契約は、賭博です。

3.2. 金融リスクのみが移転されるか

保険リスクとは、契約の保有者から発行者に移転される金融リスク以外のリスクをいいます。

IFRS第17号では、金融リスクを「所定の金利、金融商品価格、コモディティ価格、外国為替レート、価格もしくはレートの指数、信用格付けもしくは信用指数、またはその他の変数のうち、1つまたは複数について生じ得る将来の変動リスク(非金融変数の場合には、当該変数が契約の当事者に固有のものではない場合に限る)」と定義しています。

契約の当事者に固有であり、したがって金融リスクを生じさせない非金融変数の例としては、下記が挙げられます。

- 契約当事者の資産に損害を与えるかまたは破壊する火災の発生または非発生
- EBITDA
- 収益
- 銀行が発行する一部の負債性金融商品に含まれる実質的破綻時条項を含む、金融機関の規制上の自己資本の測定値(例えば、銀行のコアTier1資本)

契約が保険リスクを移転しない場合、その契約はデリバティブの可能性はある

上記の金融リスクの定義は、IFRS第9号におけるデリバティブの定義の一部と整合しています。契約が保険リスクではなく金融リスクを移転することから、IFRS第17号における保険契約の定義を満たさない場合、IFRS第9号の範囲内でデリバティブを含む可能性があります。場合によっては、デリバティブでもないこともあります(例えば、多額の初期ネット投資がある場合)が、この判定にはさらなる検討が必要です。

設例—組込EBITDA保証

ある企業は、20年間、ホテルオーナーにホテル管理サービスを提供し、その見返りにホテルの総収益に対する割合として決定される変動手数料を受け取る契約に合意しています。さらに、契約には、特定の水準の金利・減価償却・償却前利益(「EBITDA」)をホテルオーナーに保証する組込保証が含まれています。実際のEBITDAが予測EBITDAの85%未満の場合、管理サービスの提供者は、不足分を補うためにホテルオーナーに支払いを行う義務があります。

ビジネスの中断を生じさせる重大な事象(地震、洪水などの不可抗力の事象やホテルの改修など)以外に、条件に適切なEBITDAの不足を生じさせる可能性のある事象に制限はありません。したがって、サービス提供者は自らのパフォーマンスが低いこと以外のリスク(例えば、その地域でのホテルの供給過多、およびその他の一般的な市場リスク)に晒されています。さらに、保証の下で支払われるべき金額は、収益に基づく手数料の受け取り金額を上回る可能性があり、そのため、サービス提供者はホテルオーナーに対して正味の支払いを要求される可能性があります。

組込EBITDA保証とは、ホテルオーナーに不利な影響を与える不確実な事象であるEBITDAが予想を下回った場合にホテルオーナーに補償する契約であり、また、ホテルオーナーに固有であるため、金融リスクではありません。したがって、移転されたリスクは保険リスクです。契約は、IFRS第17号の範囲内である可能性があり、サービス提供者は以下の[セクション3.3](#)のように検討を進めるべきです。また、上記の[セクション2.6](#)に規定されているとおり、企業は、ホテル管理サービスが、契約の保険部分から別個のサービスとして分離され、IFRS第15号に基づいて会計処理されることが可能かどうかについても検討する必要があります。

移転された保険リスクが重大でない場合には、当該契約におけるEBITDA保証は、IFRS第15号に基づいて会計処理される変動対価を表している可能性があります。

契約が金融リスクのみを移転する場合には、IFRS第17号の範囲に含まれず、IFRS第9号「金融商品」のような他の基準書を適用して会計処理することになります。契約には、金融リスクと非金融リスクの両方が含まれる場合があります。保険リスクが重大であることを前提として、そのような契約は保険契約から除外されません。保険リスクが重大かどうかの判断については、[セクション3.3](#)を参照。

設例－エクイティ・リリース・モーゲージ

ある企業は、「ノー・ネガティブ・エクイティ(No negative equity)」保証を付したモーゲージ(一般に「ライフタイム」または「リバース」モーゲージとも呼ばれる)を発行します。契約条項は、借手の不動産を担保としてモーゲージを確保するものです。この契約からは金利が発生します。元本および未払利息は、借手が死亡したか、長期療養に入った場合に支払われます。その後、不動産は売却され、その代金はモーゲージ残高(未払い利息を含む)の返済に充当されます。企業は、支払金額を超過する売却代金に対する権利は認められませんが、売却代金が元本および未払い利息を返済するのに十分でない場合には、いかなる不足も負担します。当該企業は「回収を目的とする保有」の事業モデルとしてエクイティ・リリースのモーゲージを保有しており、当該契約には、IFRS第9号におけるSPPIテストを満たさない可能性のあるその他の条項は含まれていないと仮定します。

当該契約は、保険リスクを移転する契約か

はい。契約は、他のリスクの中でも、企業を借手の不動産(非金融資産)の公正価値の変動リスクに晒しています。それは、不動産の公正価値が、一般的な不動産(金融変数)の市場価格の変化のみならず、特定の資産(非金融変数)の物理的な状態を反映しているため、金融リスクではありません。したがって、契約は、金融リスクのみならず、保険リスクを借手から企業に移転します。

この契約は、[セクション2.3](#)で説明した任意の範囲除外を満たす可能性があります。なぜなら、不足額の上限が住宅ローン残高である(すなわち、借手にとっての利点は、義務を決済するために要する金額に限定される)ためです。企業がIFRS第9号の適用を選択しない場合、当該契約はIFRS第17号の範囲内にある可能性があるため、そのような企業は、以下の[セクション3.3](#)の検討に進まなければなりません。

3.3. 非金融(保険)リスクは重大であるか

保険リスクが「重大」となるのは、保険事故の発生により、経済的実質を欠くシナリオ(すなわち、取引の経済性に目に見える影響を及ぼさないシナリオ)を除いて、いかなるシナリオにおいても企業に重大な追加金額の支払いを引き起こす可能性がある場合に限られます。追加金額とは、保険事故が発生しなかった場合に支払われるであろう金額を超過する金額の現在価値を指します。

IFRS第4号とは異なり、IFRS第17号は、発行体が現在価値ベースで損失の可能性のある経済的実質を有するシナリオが存在する場合にのみ、重大な保険リスクの移転が存在すると規定しています。この原則に対するひとつの例外は、再保険契約です。たとえ再保険契約によって発行者が重大な損失の可能性に晒されなくても、再保険契約が基礎となる保険契約の再保険部分に関連する保険リスクの実質的にすべてを再保険者に移転する場合には、当該契約は重大な保険リスクを移転するとみなされます。

経済的実質を伴うシナリオは、発生可能性が極めて低い場合もあります。

設例－発生可能性が低いシナリオ

企業は、ハリケーンによって不動産が破壊された場合に、所有している不動産の価値について保険会社に支払いを要求する契約を結んでいます。(シナリオには経済的実質はありますが、)ハリケーンによる建物の破壊の可能性は低いです。しかし、保険会社による支払いは相当の金額になります。他のすべてのシナリオにおいて、同様の支払は行われません。したがって、この契約には重大な保険リスクが含まれています。

負債は、IFRS第17号の下では他のいくつかの会計基準よりも早期に認識される可能性がある

負債は、たとえ負の事象の発生の可能性が非常に低い場合であっても、IFRS第17号に基づき認識される可能性があります。この結果、IAS第37号を適用するケースよりも早く負債が認識される可能性があります。企業が類似のクラスの項目を有していない場合には、IAS第37号の下では、支出の可能性が高い場合にのみ、負債を認識する可能性があります。

保険事故が保険契約者に重大な損失をもたらさない場合、重大な保険リスクが存在するかどうかを評価する際には、そのシナリオは無視されます。

設例－保険契約者の損失は重大ではないか

契約は、保有者にCU1の僅少な経済的損失を与えるような物理的損害を資産が被った場合に、発行者が保有者にCU1,000,000の支払いを行うことを要求します。保有者が保険会社に移転するのは、CU1の損失による重大でない損失だけです。さらに、発行者に対する契約上の要求事項は、物理的な損害が非保険的リスクを引き起こした場合にも発行者がCU999,999を支払うことになっています。発行者は保有者から重大な保険リスクを引き受けていないので、この契約は保険契約ではありません。

3.4. 追加の考慮事項

これまでのセクションでは、企業が発行した契約がIFRS第17号で規定されている「保険契約」であるかどうかを決定する際に、非保険企業に最も関連する3つの要件に焦点を当ててきました。本セクションでは、非保険企業が検討する必要のある追加の考慮事項を要約します。

要件	説明
IFRS第17号に基づく契約は存在するか	契約とは、強制可能な権利および義務を創出する2つ以上の当事者間の合意です。契約は、通常、書面、口頭、または企業の実務慣行による黙示である可能性があります。契約条項は、法律または規則によって課される条件を含め、明示的または黙示的のいずれかである可能性があります。企業は、契約、法律または規則から生じるその実質的な権利および義務を考慮すべきです。
移転されたリスクは、既存のリスクであるか	保険リスクは、契約の結果として保険契約者から企業に移転される既存のリスクでなければならず、契約によって新たに生じるリスクであってはなりません。 例えば、企業が顧客に自動車をリースし、その契約は、顧客がリース車の運転により生じる第三者の車両に与えた損害に対する任意の保険のカバーを提供します。 移転したリスクは、契約によって生じたリスクではなく、自動車を運転する顧客によって引き起こされた損害に関連しており、したがって、保険リスクの定義を満たすことになります。
移転されたリスクは、第三者からのリスクか	保険リスクが存在するためには、企業は、他の当事者（別個の企業）からリスクを受け入れなければなりません。これについては、下記のグループ内のキャプティブ保険会社の例で詳しく検討します。

<p>新たな開示はあるか</p>	<p>IFRS第17号は、IFRS第4号の既存の開示事項の大半を維持していますが、これらをさらに拡大し、移行時の開示を含む多くの新たな開示要求事項を導入しています。企業は、たとえ単純化された保険料配分アプローチの適用要件を満たす場合であっても、これらの要求事項の遵守に要求される作業の範囲を過小評価すべきではありません。PwCのIFRS第17号に基づく財務諸表のひな型の付録AIには、これらのIFRS第17号の開示要求事項の包括的な概要を提供しています。</p>
-------------------------	---

設例—グループ内のキャプティブ保険会社

キャプティブ保険子会社を通じた自家保険

非保険グループの自家保険がキャプティブ保険子会社を通じて行われる場合、この契約は、グループの連結財務諸表においてIFRS第17号の範囲外になります。事業活動を通じてグループ内の会社が晒されるリスクについて、当該グループのすべての会社に保険カバーを提供するために、非保険グループは、キャプティブ保険子会社を用いて自家保険をかけることができます。これにより、キャプティブ保険会社はグループ内の会社のリスクをプールすることができます。リスクがプールされれば、キャプティブ保険会社は、より安い保険料でプールされたリスクをグループ外の保険者(または再保険者)に保険(または再保険)をかけることができます。

しかし、キャプティブ保険子会社がIFRSに基づく個別財務諸表を作成し、グループ内の他の会社との契約の下で重大な保険リスクを引き受ける場合には、IFRS第17号に基づく保険契約として取り扱います。キャプティブとグループ内の他の会社との間の取引は、他のすべてのグループ内取引と同様に連結上消去されます。キャプティブが第三者の再保険会社と再保険契約を結んでいる場合、グループの連結財務諸表では、この「再保険契約」は、グループの観点からは、保有している保険契約として取り扱われます。グループは保険契約を発行していないため、グループの連結財務諸表においてこの契約にIFRS第17号は適用されません。

キャプティブによって保険を提供されているグループ内の企業は、個別財務諸表において、その活動から生じる可能性のある引当金(製品のリコール、労働者の報酬、賠償金など)を、キャプティブから回収可能な金額の総額で計上しなければなりません。グループの体制におけるキャプティブの存在および/または第三者からの民間の保険の購入は、弁済がほぼ確実である場合には、別個の資産が計上されるかもしれませんが、これにより個々の企業の関連する負債そのものが減少するわけではありません。

キャプティブ保険関連会社/共同支配企業を通じた自家保険

グループ構造の中には、非保険グループが、キャプティブがIFRSに基づく関連会社または共同支配企業の定義を満たすように、その他の関連当事者ではないグループとリスクをプールすることにより自家保険を行う場合があります。キャプティブ自体は、IFRSに基づく報告をしない可能性があります。しかし、グループは、IAS第28号の持分法を適用して、以下のようにキャプティブに対する持分をその連結財務諸表に反映させます。

- キャプティブが発行する保険契約は、キャプティブのIFRSを適用した個別財務諸表においてIFRS第17号の範囲に含まれます。
- キャプティブがIFRSを適用した財務諸表を作成していない場合、投資家は、IFRSに基づいて、持分法の会計処理を当該持分に適用するために、キャプティブの財務諸表を修正する必要があります。
- 投資家がキャプティブから購入した保険契約は、投資家の財務諸表においてIFRS第17号の範囲外であり、通常、前払保険資産として会計処理され、カバー期間にわたって費用として認識されます。
- 投資家は、キャプティブからの保険契約残高(前払保険資産、未払保険料、保険金回収等)を連結財務諸表上から消去しません。しかし、投資家の前払保険資産に組み込まれた未実現利益のうち、キャプティブに対する投資家の持分に関連する部分については、消去する必要があります。キャプティブによる保険収益と投資家による保険料費用との認識に時間差がある場合がこれに該当します。

その他のより複雑なキャプティブの構造

特定のキャプティブの構造はさらに複雑であり、グループレベルとキャプティブレベルの両方での会計処理には、重大な分析と判断が要求される場合があります。例えば、規制上の要求により、グループが関連のない民間の保険者から保険カバーを購入し、次に、その民間の保険者がグループのキャプティブとの間で再保険契約を締結するなど、リスクに「直面」(fronted)する場合があります。これについては、[FAQ 50A.30.2](#) (英語のみ)で詳しく解説しています。

4. 結論

IFRS第17号の範囲には、伝統的な保険会社ではない企業が発行する一部の契約が含まれます。範囲からの除外が適用されない限り、保険契約を発行する企業は、それらの契約を会計処理するためにIFRS第17号を適用する必要があります。

IFRS第4号の下では、多くの企業は、契約の保険要素を「アンバンドリング」して、契約の保険以外の要素に他の基準の測定原則を適用することが許容されていました。対照的に、IFRS第17号は契約全体に適用されます（但し、限定的なIFRS第17号の範囲除外および保険契約に含まれる別個の財およびサービスの分離に関する要求事項がある）。また、IFRS第17号には、詳細な測定の要求事項があります。IFRS第17号の適用は、実務上の困難を伴い、時間がかかる可能性があります。したがって、企業が保険契約を識別し、IFRS第17号の範囲に含まれるかどうかを決定し、もし適用範囲に含まれる場合には2023年のIFRS第17号の強制適用に向けて余裕をもって会計上の影響を分析することが重要です。

本資料が、利用者の皆様の疑問を解決する一助となれば幸いです。詳しくは、viewpoint.pwc.com/gx/en/insurance、またはPwC IFRSマニュアル (Manual of Accounting) をご覧ください。本資料についてご質問があるPwCのクライアントの方は、エンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。

© 2023 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.